

出雲市指定ごみ袋家庭用広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、出雲市広告事業実施要綱（平成19年10月1日告示第287号。以下「要綱」という。）及び出雲市広告掲載基準（平成19年10月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、出雲市指定袋燃えるごみ家庭用（大）（小）（特小）、出雲市指定袋破碎ごみ家庭用（大）（小）、出雲市指定袋埋立ごみ家庭用（大）（小）及び出雲市指定袋空き缶・空きびん・ペットボトルリサイクル用（大）（小）（以下「出雲市指定ごみ袋」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは出雲市指定ごみ袋内に掲載する広告をいう。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載できる出雲市指定ごみ袋の作成枚数、広告規格、表示位置などの仕様は別に定める。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載等承認後、市長の定める期日までに一括で前納するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(広告主の募集方法)

第5条 広告主の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(広告の申込)

第6条 広告の申し込みは、出雲市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込みをするものとする。

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱及び基準並びにこの要領に基づき、速やかに審査し、その結果を出雲市指定ごみ袋広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号、3号）により通知するものとする。

2 広告主は、出雲市と一般廃棄物手数料徴収等業務委託契約を締結しているものを除くものとし、出雲市内の事業者、及び出雲市のごみの処理等、資源のリサイクルに関連する事業者を優先するものとする。

3 前項事業者において、個々の事業者より、それらの集合体や組合などを優先するものとする。

4 前項の優先付けの後、同位者が広告の枠を超える場合は、抽選等により決定するものとする。

5 広告主は、広告掲載決定通知後、出雲市指定ごみ袋広告掲載に関する請書（様式第4号）を決定通知日から2週間以内または出雲市指定ごみ袋を発注する日までに提出しなければならない。

(広告掲載等承認の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等の承認を取り消すものとする。

(1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第9条 第7条により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、自己の責任において掲載広告を作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2 広告の掲載は出雲市が行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告主が既に納付した広告料は、広告主の責に帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。